

# 日本海地域における在日朝鮮人の形成過程(Ⅰ)

内 藤 正 中

## はじめに

現在65万人といわれる在日朝鮮人は、日本在住の外国人のなかでは圧倒的な多数を占めている。在日朝鮮人の場合、その歴史的形成の過程は、日本帝国主義の植民地支配と密接不可分の関係をもつ限りにおいて、他の在日外国人とは質を異にするという認識をもたなければならない。

すぐれて歴史の所産である在日朝鮮人問題であるにもかかわらず、その歴史的解明は不十分なかたちでしか行われていないし、そのことがまた逆に在日朝鮮人の歴史的な性格を考えようとしないうえ、いわれのない偏見をつくっているようにも思われる。

島根県をはじめとする日本海沿岸地域は、一衣帯水の地に朝鮮半島を臨む立地条件に位置していたことから、もっとも近接した地域としての役割を果たさせられてきた。とりわけて明治43年(1910)の「韓国併合」—朝鮮の植民地化以降では、朝鮮での植民地経営会社の設立、漁業基地の建設、定期航路の開設など、島根県当局の積極的な政策に助けられながら島根県からの人的・物的進出が推進されていった一方で、祖国を失ない、祖国の農村から排出された多数の朝鮮人を底辺労働者として受け入れてきたのであった。島根県における資本主義経済の発展過程のなかでは、朝鮮進出と朝鮮人労働者の受け入れという問題は、重要な役割を果たしたものと考えないわけにはゆかないはずである。

ただし、島根県の地域経済の全体構造のなかで、こうした朝鮮問題を解明してゆくには、現在の時点では余りにも資料が乏しすぎるし、既存の研究蓄積も皆無に近い現状からして、本稿では、基礎的な作業を行うため、在日朝鮮人の歴史的な形成過程について資料的に整理して、将来における本格的な研究展開に資したいと考えている。

## 1. 戦前期の在日朝鮮人

### (1) 1910年代の在日朝鮮人

戦前期における在日朝鮮人は、日本帝国主義の発展—侵略戦争の拡大を画期として1910年代、20年代、30年代、40年代と、それぞれの時期において特徴的なかたちをもって増加する。

「韓国併合」で朝鮮を日本の植民地にする以前の時期での在日朝鮮人は、表1-1にみられるように、明治16年(1883)が16人、日清戦争後の明治30年(1897)が155人、併合直前の明治42年(1909)でさえも790人でしかなかった。それらは主として外交官、留学生、亡命者であり、出稼ぎ労働者は外国人労働

表1-1 在日朝鮮人の推移  
(韓国併合前)

	在日朝鮮人
明治16年(1883)	16
20(1887)	6
28(1895)	12
29(1896)	19
30(1897)	155
31(1898)	71
32(1899)	188
33(1900)	196
34(1901)	355
35(1902)	236
36(1903)	224
37(1904)	233
38(1905)	303
39(1906)	254
40(1907)	459
41(1908)	459
42(1909)	790
44(1911)	2,527

(備考) 法務研修所『在日朝鮮人処遇の推移と現状』p. 4

表1-2 在日朝鮮人の推移  
(戦前期)

	在日朝鮮人		在日朝鮮人
明治44年(1911)	2,527	昭和4年(1929)	275,206
大正1年(1912)	3,171	5(1930)	298,091
2(1913)	3,635	6(1931)	311,247
3(1914)	3,542	7(1932)	390,543
4(1915)	3,917	8(1933)	456,217
5(1916)	5,624	9(1934)	537,695
6(1917)	14,502	10(1935)	625,678
7(1918)	22,411	11(1936)	690,501
8(1919)	26,605	12(1937)	735,689
9(1920)	30,189	13(1938)	799,878
10(1921)	38,651	14(1939)	961,591
11(1922)	59,722	15(1940)	1,190,444
12(1923)	80,415	16(1941)	1,469,230
13(1924)	118,152	17(1942)	1,625,054
14(1925)	129,870	18(1943)	1,882,456
15(1926)	143,798	19(1944)	1,936,843
昭和2(1927)	165,286		
3(1928)	238,102		

(備考) 前掲書p. 5

者の入国を制限する法律(勅令352号)によって制約を受けていた。

ところが、韓国の併合・植民地化(明治43年8月29日)により、それ以後においては朝鮮人に対する制限法の適用がなくなり、第1次世界大戦による好況を背景にする日本企業の労働力需要に対応するかたちで日本への出稼ぎ労働者

が増加していったのである。

朝鮮で最初に労働者を募集したのは、明治44年（1911）摂津紡績木津川工場であり、翌年には同社の明石工場でも募集を行った。しかし応募者は極めて少なく、大正2年（1913）で16人、その後の5年間11回の募集を通じて208人を雇用したにすぎなかった（法務研修所『在日朝鮮人処遇の推移と現状』p.6）。しかしながら、第1次世界大戦の勃発に伴う好況期からは、「内地人」労働者の不足を補充するため、日本企業による朝鮮での積極的な募集が行われていった。大正6年（1917）11月の農商務省工場監督官による調査報告書では、大正2年には岡山県の東洋館燐寸工場、3年に神戸の川崎造船所、大阪の東洋紡績三軒家工場が募集したが、51年以降では下記のように募集会社が増加する。

大阪府一摂津紡績木津川工場（明治44年）、東洋紡績三軒家工場（大正3年）、住友鑄鋼所（5年）、尼崎紡績津守工場、新田造船所、摂津紡績平野工場、藤永田造船所、吉備造船所（以上6年）

兵庫県一摂津紡績明石工場（大正1年）、川崎造船所（3年）、神戸製鋼所（5年）、福島紡績飾磨工場、川崎造船所分工場、三菱神戸造船所、岸本製釘所、播磨造船所（以上6年）

和歌山県一朝日化学工業、内海紡績工場、和歌山紡績工場、紀陽織布工場（以上大正5年）、由良染料工場、日出紡績工場（以上6年）

三重県一三重木材乾溜工場（大正5年）、㊦製綿工場、東洋紡績津工場、平松毛織工場、大橋鑄物工場（以上6年）

岡山県一東洋館燐寸工場（大正3年）、倉敷紡績万寿工場、吉備織物工場、倉敷紡績玉島工場、石井織物工場（以上6年）

（朴慶植『在日朝鮮人運動史』p.55）

このほかに朝鮮人労働者を雇用した主な工場は、中国製鉄、北海道の三井と三菱の炭鉱、九州の神代・山田・新入炭鉱、大阪因島鉄工所、岸和田紡績、大阪桜川ガラス工場、福岡大里ガラス工場、豊橋製糸、北海道富士製紙、門司鉄道院仲仕、大日本鉱業などであった。北海道炭鉱汽船会社では、大正7年（1918）1月施行の朝鮮総督府令の労働者募集取締規則によって、元山と釜山に募集事務所を置いて社員を常駐させ、各地の有力者に斡旋を依頼して募集を行ない、応募者を敦賀や伏木港に送ったという（朴慶植、同上書p.54）。また、大正6年の活発な募集状況については、内務省警保局による次のような指摘にみられる

如くであった。

「欧州戦乱ニ伴ヒ俄ニ勃興シタル大阪、神戸、福岡ノ工業地ニ於ケル各種製造工場及会社ハ先ヲ争フテ内地労働者ノ不足ヲ補充スル為、鮮人労働者ノ募集ニ着手シタルノミナラス、上記ノ余影ヲ蒙リタル北海道ノ如キ鉱山地方ニ在リテモ、亦同様鮮人労働者ヲ招来シタルハ茲ニ多数ノ労働団体陸続応募渡来シ」(内務省警保局『朝鮮人概況』第2)

大正9年(1920)に第1回の国勢調査が実施された。この年の在日朝鮮人は40,755人であり、比較的多数の朝鮮人が在住していた府県をとって、表1-3を作成した。

もっとも多数が在住していたのは、福岡県の7,833人であり、全国の19.2%を占めていた。朝鮮への近さ、玄海灘に面した上陸地であること、加えて炭鉱での雇用が多かったことなどがあげられる。長崎県の2,800人、山口県の2,051人も、ほぼ同じ条件をもっていたとみることができよう。北海道の3,462人も主として炭鉱労働者と考えてよい。これに対して大阪の6,290人、兵庫の3,770人、東京の2,485人などは、工場労働者・建設労働者としての就業であった。

こうした就業状況は、渡航してきた朝鮮人の男女比にもみられるところである。繊維産業で婦人労働者の雇用があった岡山では、女100に対して男250と低く、京都365、兵庫430、広島548、大阪644なども同様に紡績工場などでの女性の雇用があったところである。これに対して島根は2,556と最高の数値をもち、福井の2,367、富山の2,100、新潟の1,850、鳥取の1,684など、土木工事を主としたと思われる地域では、当然のことながら男子が主体であり、北海道1,648、佐賀1,508、福岡1,066、長崎994など炭鉱地帯でも同様の特色をみることができるのである。

大正9年の在日朝鮮人の年齢別構成は、20~24才が30.6%、25~29才22.0%であるから、20才代が半分をこえる52.6%になる。15~19才は15.2%、30~34才は13.4%であり、15~34才をとると71.2%になるのであった。働き盛りの世代が主力である。

朝鮮人を雇用する側の日本企業の朝鮮人労働者に対する一般的意識としては次のような報告をもって代表させることができる――

表1-3 主要府県別在日朝鮮人の推移

	大正9年	昭和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	15年	22年	25年
北海道	3,462	5,066	6,446	7,084	9,557	7,195	7,745	8,045	8,976	9,414	11,629	11,249	43,116	5,750	6,780
東京	2,485	16,082	28,320	31,153	30,260	31,002	36,175	39,314	44,405	53,556	54,776	59,512	106,690	27,145	30,682
神奈川	782	7,257	10,207	9,042	8,859	9,483	10,515	12,976	13,095	14,410	14,597	15,077	30,701	18,180	13,693
新潟	117	1,061	1,028	1,146	1,621	888	967	1,491	1,669	1,607	1,978	2,086	5,109	3,286	3,326
富山	44	1,570	1,074	1,295	2,167	1,146	875	1,127	1,897	1,641	1,803	2,084	5,511	2,307	2,157
石川	44	708	569	1,093	1,644	1,545	1,675	2,406	3,128	3,851	4,249	3,874	5,553	3,399	3,635
福井	74	666	1,277	1,938	2,685	2,701	3,892	5,027	6,708	7,201	8,549	8,652	11,966	5,407	6,274
愛知	665	13,973	17,928	21,735	23,143	26,800	29,087	34,819	42,396	51,461	56,513	60,227	84,086	32,952	29,050
京都	1,068	11,111	16,701	15,988	16,212	18,796	28,596	32,594	34,166	42,128	44,293	50,619	72,879	37,717	31,954
大阪	6,290	40,960	55,209	67,972	68,759	85,567	118,466	140,277	171,160	202,311	224,749	234,188	298,688	93,458	88,874
兵庫	3,770	11,042	14,322	14,738	15,551	21,287	27,184	30,440	36,108	46,589	58,485	66,043	108,496	55,915	43,227
鳥取	339	199	479	772	1,105	1,020	1,078	1,209	1,322	1,516	1,504	1,601	3,001	2,510	2,833
島根	717	985	1,442	1,645	1,538	1,998	2,695	3,182	3,391	3,867	3,727	4,902	8,075	6,138	5,435
岡山	725	1,440	2,121	2,736	3,246	2,303	2,812	3,470	5,427	7,988	10,149	8,734	12,405	15,735	13,041
広島	1,073	4,011	5,827	6,638	6,951	8,156	10,674	14,856	18,311	17,385	19,491	19,525	43,615	16,858	14,938
山口	2,051	6,841	8,839	10,026	10,113	11,996	14,793	17,796	24,256	27,347	31,520	35,653	79,030	26,101	24,752
福岡	7,833	16,073	21,042	23,855	25,039	25,126	27,660	31,510	36,115	39,865	46,347	50,565	116,273	30,203	27,792
佐賀	788	893	1,259	1,067	1,190	1,391	1,712	2,864	3,104	3,538	3,291	3,651	9,227	3,757	3,025
長崎	2,800	3,045	4,324	4,564	5,202	4,320	4,917	5,589	5,934	7,229	7,046	7,625	22,855	7,088	8,207
大分	785	1,189	1,547	1,852	1,993	2,929	3,139	3,650	3,704	5,102	4,977	5,435	9,340	8,861	6,514
全国	40,755	171,275	238,102	275,206	287,705	311,247	390,543	456,217	537,695	625,678	690,501	735,689	1,241,178	508,905	464,277

(備考) 大正9年は国勢調査、昭和2-12年は内務省警保局調査、15年-25年は国勢調査。

表1-4 府県別居住割合の推移

	大正9年	昭和5年	15年	22年	25年
北海道	8.5	3.7	3.5	1.1	1.5
東京都	6.1	9.2	8.6	5.3	6.6
神奈川県	1.9	3.1	2.5	3.6	2.9
新潟県	0.3	0.6	0.4	0.6	0.7
富山県	0.1	0.6	0.4	0.5	0.5
石川県	0.1	0.5	0.4	0.7	0.8
福井県	0.2	0.9	1.0	1.1	1.4
愛知県	1.6	8.4	6.8	6.5	6.3
京都府	2.6	6.6	5.9	7.4	6.9
大阪府	15.4	23.1	24.1	18.4	19.1
兵庫県	9.3	6.2	8.7	11.0	9.3
鳥取県	0.8	0.4	0.2	0.5	0.6
島根県	1.8	0.7	0.7	1.2	1.2
岡山県	1.8	1.3	1.0	3.1	2.8
広島県	2.9	2.7	3.5	3.3	3.2
山口県	5.0	3.8	6.4	5.1	5.3
福岡県	19.2	8.3	9.4	5.9	6.0
佐賀県	1.9	0.7	0.7	0.7	0.7
長崎県	6.9	1.5	1.8	1.4	1.8
大分県	1.9	0.9	0.8	1.7	1.4
全国	100	100	100	100	100

(備考) 前表に同じ

表1-5 府県別男女比の推移(女100に対する男)

	大正9年	昭和5年	15年	22年	25年
北海道	1,648	365	338	260	204
東京都	1,273	337	200	192	160
神奈川県	1,272	254	164	248	151
新潟県	1,850	303	188	185	163
富山県	2,100	379	207	170	149
石川県	1,000	305	124	154	127
福井県	2,367	267	110	149	130
愛知県	365	175	116	142	121
京都府	336	262	127	153	122
大阪府	644	227	132	130	119
兵庫県	430	206	134	180	129
鳥取県	1,684	276	148	139	133
島根県	2,556	297	145	143	122
岡山県	250	312	127	165	119
広島県	548	231	131	170	117
山口県	1,052	225	143	146	119
福岡県	1,066	236	160	205	146
佐賀県	1,508	400	186	225	142
長崎県	994	303	240	182	161
大分県	287	220	139	243	134
全国	765	245	150	169	132

(備考) 前表に同じ

表1-6 在日朝鮮人年齢構成の推移

	大正9年			昭和5年			昭和15年			昭和20年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	40,738	36,026	4,712	418,989	297,481	121,508	1,241,178	744,203	496,975	1,155,594	744,664	410,930
0～4才	2.5	1.3	1.2	17.7	9.1	8.6	18.1	9.2	8.9	15.1	7.7	7.5
5～9	2.0	1.1	0.9	4.9	2.8	2.1	12.0	6.1	5.9	11.9	6.1	5.9
10～14	4.1	2.7	1.4	13.1	9.0	4.1	7.7	4.2	3.5	8.7	4.5	4.2
15～19	15.2	13.0	2.2	19.6	14.8	4.7	10.7	6.3	4.3	7.3	4.5	2.9
20～24	30.6	28.3	2.3	16.0	12.7	3.3	12.4	8.0	4.4	11.9	8.3	3.6
25～29	22.0	20.5	1.5	20.6	16.5	4.1	11.7	7.7	3.9	12.5	9.6	2.9
30～34	13.4	12.3	1.1	6.1	4.9	1.2	9.2	6.3	2.9	9.9	7.4	2.5
35～39	5.6	5.2	0.5	1.4	0.8	0.6	6.4	4.6	1.8	7.9	5.9	2.0
40～44	2.8	2.6	0.3	0.6	0.2	0.1	5.0	3.5	1.4	5.5	4.2	1.3
45～49	1.1	0.9	0.2	0.2	0.1	0.1	2.6	1.8	0.8	4.2	3.2	1.0
50～54	0.5	0.4	0.1	0.8	0.4	0.2	1.8	1.1	0.7	2.2	1.6	0.6
55～59	0.2	0.1	0.1	0.6	0.2	0.1	1.0	0.5	0.5	1.4	0.9	0.5
60～64	0.2	0.1	0.1	0.7	0.3	0.4	0.7	0.3	0.4	0.7	0.3	0.3
65才以上	0.2	0.1	0.1	0.6	0.2	0.5	1.0	0.3	0.6	0.8	0.3	0.4

(備考) 昭和25年国勢調査報告書より作成

表1-7 賃銀の比較(大正12年大阪)

	日 本 人	朝 鮮 人	朝鮮内朝鮮人
	円	円	円
農 作 夫	2,00	1,60	0,92
洗 濯 夫	2,00	1,80	1,20
色 染 工	2,10	1,20	1,25
メ リ ャ ス 工	2,20	1,30	1,10
紡 績 工	1,70	1,20	1,10
ガ ラ ス 工	1,60	1,20	1,10
沖 仕	2,50	2,00	1,60
人 夫	1,90	1,70	0,90
土 方	2,50	2,00	1,30
坑 夫	2,50	2,10	1,30

(備考) 大阪市社会課調査(朴在一『在日朝鮮人に関する総合調査研究』p. 25)

「朝鮮人は言語が通ぜず、教育程度が低く、機械の取扱いに適せず、技術を要する労務に機敏でない等の欠点があったが、勤勉で困苦にたえる体力がありどんな下等な仕事でもいとわず、特に労銀が安いことは、内地企業家の歓迎したところであった」といわれるような実態であり(法務研修所編『在日朝鮮人処遇の推移と現状』p. 6)、職場差別、賃金差別、民族差別など、植民地労働者に対する多種多様な差別の下で生活してゆくためには、体力がすべてであったといえる。

表1-7は、大正12年(1923)6月に大阪市社会課が調査した職種別賃銀の比較である。朝鮮人労働者は日本人労働者の6~8割の賃銀であるが、それでも朝鮮での朝鮮人労働者の賃銀に比較すると「高い」わけで、この「高さ」を求めて日本に渡航してきたのである。こうした朝鮮人労働者の低賃銀水準は、朝鮮人労働者を雇用する企業にとっては何よりの魅力であり、加えて「不快不潔過激ナル労働ヲ嫌ハザル性情」という差別意識での雇用であった。大阪市社会課の調査では、「困苦ナル業務ニモ克ク耐ヘルガ如シ」とか、「朝鮮人ハ内地人ニ比シ概ネ身体強大ニシテ膂力優居ルヲ以テ重量物ノ運搬ニハ特殊ノ技能ヲ有スル」などと記されている(朴在一『在日朝鮮人に関する総合調査研究』p. 25)。ここで記されているような「特性」を本来的に朝鮮人がもっていたわけでない

ことはいうまでもない。「不快不潔過激ナル労働」にしか雇用の場が与えられず、それに従事するほかに生きる道がなかったことについてもいうまでもない。

## （2） 1920年代の在日朝鮮人

1920年代に入ると朝鮮からの渡航者は急激に増加する。

大正1年（1912）施行の土地調査令にもとづく土地調査が終るのが大正5年であった。土地調査は、土地所有権の制度的確立のために、土地所有者に申告させて土地所有権を認定するものであるが、農民のなかには近代法の知識がなく申告をしなかった者も多く、そうした土地は「無主地」として国有地に編入されていった。李朝以来の国有地である「駅屯土」はそのまま国有地に引継がれた。前者の事例が田畑26,800町歩、宅地50町歩、後者が134,000町歩である（山辺健太郎『日本統治下の朝鮮』p.36）。土地調査による土地所有権の確立は土地移動の開始を意味する。朝鮮総督府の調査によると、大正3年（1914）から昭和5年（1930）までの間に、自作農は569,517戸から504,009戸に55,513戸を減少し、自作兼小作は1,065,705戸から890,291戸に175,414戸を減じ、小作農は911,261戸から1,334,139戸に42万戸が増加するのであった（山辺前掲書 p.45）。

第2には、大正9年（1920）から推進された産米増殖計画である。その結果として朝鮮農民は日本から進出した資本と地主への隷属を強め、土地喪失と離農離村を促進し、海外への流転をよぎなくされたのであった。この産米増殖計画は、大正7年の米騒動に対する米穀確保対策として思いつかれ、大正9年からの15年間で第1期として、40万町歩で農地造成や土地改良を実施して約920万石の米を増産するというものであった。それは第1に、日本の食糧問題の解決に役立つこと、第2に、朝鮮での食糧需要の増加に対応すること、第3に、朝鮮の農家経済の向上を図ることが、計画の目的にされていた。しかしながら莫大な国家資本を投入しての農業開発事業であったにもかかわらず、当初計画は大正15年（1925）に見直し縮小を余儀なくされ、昭和9年（1934）には中止となった。要するに産米増殖計画は、「農産の飛躍的増殖を結果したが、それと同時に、土地なき農民の飛躍的増殖にも亦成功したのである。土地なき農民

の斯る膨大な堆積は、半面に於ては土地所有の集積を意味する。水利組合事業がこの土地兼併の強力なる促進作用を呈した」とは、京畿道庁の農政課長の報告するところであるが、朝鮮人の土地所有農民の多くが土地を手離し、「土地なき農民」になっていったのであった（山辺前掲書 p.107以下）

こうした背景のなかで日本への渡航が急増する。日本政府は、大正8年（1919）に勃発した3・1独立運動に驚いて朝鮮統治政策を見直すとともに、同年4月に「朝鮮人旅行取締ニ関スル件」を公布して朝鮮人の日本渡航を制限した。しかしながら世界大戦後の景気回復のなかでは、安価な朝鮮人労働者に対する需要が増大したことから、大正10年（1921）には朝鮮総督府令でこの規制を廃止して自由渡航制に変更し、11年以降の渡航者が急増することになる。大阪一済州島間に尼ヶ崎汽船が定期航路を開始したのは11年であり、13年には朝鮮郵船も定期航路を開いた。このため大阪への渡航が便利になったことから大阪近辺には済州島からの渡航者が急増していったことについては、金賛汀『異邦人は君ヶ代丸に乗って』（昭和60年、岩波書店）に詳細である。

ところが、大正14年（1925）には再び渡航制限がとられる。日本経済の慢性的不況で失業者が増大し、朝鮮人労働者の流入を阻止する必要があったことからである。内務省は朝鮮総督府に渡航制限を要請し、就職不確実者などの取締りが釜山港で行われ、以後、この渡航制限は年々強化されていった。加えて大正14年の治安維持法の施行、翌年の「朝鮮人生活状況調査方ニ関スル件」などの通達による取締り強化も行われていった。しかし日本での不況よりも一層深刻で、失業と飢餓にあえぐ朝鮮農民は、所轄警察官駐在所の証明をとって合法的に渡航する者のほか、漁船などに便乗して非合法に密航した者も多かった。年間渡航者、帰還者数の表1-7をみても、昭和5年（1930）には渡航者数より帰還者数が多くなっているのも、密航者の強制送還のためであった。

「土地喪失と窮乏化が如何に多くの農民を日本の労働市場に流れさせて居るか、統計に依って見よう。大正6年の14,012人に対して3年後の9年には約2倍に増加し、6年後の12年には約4倍に、10年後の昭和2年には実に約10倍の増加率を示して居る。そして特に注意することは、渡航者の数よりも常に帰還者の数が少なく、従って残留者があったことである。然るに昭和5年度は従来慣例を破って、渡航者が減少した上に、帰

還者が渡航者よりも22,000余人多い。然し渡航者が減少したことは、決して朝鮮の農村経済が樹て直されたことを意味するものではない。帝国主義支配の人為的阻止の為に外ならないと同時に、帰還者が多くなったことも亦人為的（強制的暴力的追放）手段に因って居る。彼等の此の人為的阻止が如何に悪辣なものであり、従って朝鮮民衆の抑制と為って居るかは、彼等（慶南警察部）の発表せる次の欺瞞的数字に依っても推測し得る。即ち大正14年10月の渡航制止制度実施後、昭和6年3月末迄5ヶ年5ヶ月の間に、密航発覚件数が556件であり、其の人数は3,839人である。そしてこの密航者から強奪した所謂料金額は、実に1,094円であるのみならず、渡航證明書の偽造行使が数百件を突破している。」（昭和6年4月10日付金浩永「在日朝鮮労働者間に於ける全国協議会の当面の活動任務についての上申書」—社会問題資料研究会『朝鮮人の共産主義運動』p. 8）

表1-8 年度別朝鮮人渡航・帰還者

	渡 航	帰 還		渡 航	帰 還
大正6年(1917)	14,012	3,927	昭和7年(1932)	149,597	103,452
7年(1918)	17,910	9,305	8年(1933)	198,637	113,218
8年(1919)	20,968	12,739	9年(1934)	175,301	117,665
9年(1920)	27,497	20,947	10年(1935)	112,141	105,946
10年(1921)	38,118	25,536	11年(1936)	115,866	113,162
11年(1922)	70,462	46,326	12年(1937)	118,912	115,586
12年(1923)	97,395	89,745	13年(1938)	161,222	140,789
13年(1924)	122,215	75,430	14年(1939)	316,424	195,430
14年(1925)	131,273	112,471	15年(1940)	385,822	256,037
15年(1926)	91,092	83,709	16年(1941)	368,416	289,838
昭和2年(1927)	138,016	93,991	17年(1942)	381,673	268,672
3年(1928)	166,286	117,522	18年(1943)	401,059	272,770
4年(1929)	153,570	98,275	19年(1944)	403,737	249,888
5年(1930)	127,776	141,860	20年5月まで	121,101	131,294
6年(1931)	140,179	107,420			

(備考) 法務研修所『在日朝鮮人処遇の現状』p. 5

昭和5年には在日朝鮮人は約30万人を数えることになった。

年令構成をみると(表1-6), 10年前の大正9年(1920)には20才代が52.6%であったが, 昭和5年(1930)には35.6%となり, 30才代が17.5%から20.6%に, 40才代が3.9%から6.1%に増加する。また男女比においても, 昭和5年では女100に対して男245となり, 未だ男が中心であるというものの, 大正9年の男765に比べると, 女性の渡航者が増加したことがわかる。

また府県別居住割合でみると(表1-4), 前述したように済州島に定期的航路を就航させた大阪府が, 大正9年の15.4%から, 昭和5年には23.1%へと大きく増加したことが, この時期での最大の特徴となる。さらに愛知や京都などの繊維産業地域, 同じように北陸3県においてもまた増加が大きい。これに対して, 北海道や九州の炭鉱地域では漸増ではあるが横ばいで推移した。こうしたこの時期における職業別特徴は, 次のようにいわれていた。

「1920年代の在日朝鮮人の職業は10年代と別段変わりなく, 労働者が圧倒的に多かったのはいうまでもない(1925年約80%)。そして労働者の職種は土工, 日傭人夫, 職工, 坑夫, 各種雇人の順に多かった。土工, 日傭人夫は主として道路, 鉄道, 発電所工事に職工は紡績, ガラス, ゴムなどの中小工場の不熟練労働者が大部分であった。

1925年の統計によると, 朝鮮人労働者約10万3千人のうち, 土木労働54.5%, 職工28%, 鉱山労働8.3%, 一般使用人(雇人)6.7%, 仲仕1.8%となっている。」(朴慶植『在日朝鮮人運動史』p.97)

### (3) 1930年代の在日朝鮮人

1930年代になると, 昭和6年(1931)の31万人が, 11年には69万人, 15年には119万人と, 在日朝鮮人は激増していった。この時期は, 日本への渡航が特にきびしく抑制されたときであるだけに, 渡航者の激増には様々な問題が内包していたといえる。

昭和7年(1932)10月には, 身分証明書の所持についての取調べが一段と強化され, 8年の渡航出願者30万人のうち169千余の者が不許可になったといわれている。そして9年には, 「朝鮮人移住対策要目」が制定され, 朝鮮人の日本渡航を抑制減少させるために, 「満州および北鮮に移住」させる推進方針を打ち出すとともに, 在日朝鮮人を「指導融和」することによって「皇民化を強化」してゆくことにした。11年8月の内務省による「協和事業団体設置要領」「協和事業実施要旨」がそれである。

昭和13年(1938)からは国家総動員法, そして翌14年7月には国民徴用令が施行され, 朝鮮人にも適用されることによって, 内務省・厚生省次官通牒「朝鮮人労務者内地移住ニ関スル件」, すなわち集団的強制連行がはじまるのであった。

昭和6年(1931)の朝鮮人労働者の状況は次の如くであった。

「工場労働者は全国で7万6千余人(内2万5千人内外が女工である)であり、地方は大阪が最も多く、愛知、京都、兵庫、和歌山、東京、静岡、奈良、福岡等の順である。其の就業産業は、大阪、兵庫は主に硝子、ゴム等の化学と、若干の紡績があり、福岡は主に製鉄所其の他の金属、京都(染物)、愛知(織布)、和歌山(紡績織布)等々の繊維産業である。何れの地方にも、若干の金属、木材、其の他一般産業労働者がある。賃銀は日本労働者よりも、紡績工、硝子工は3割平均安く、染色工、メリヤス工の如きは実に4割も安いのである。

次に炭坑夫はどうであるか。炭坑夫は全国で約2万8千人であり、其の分布状態は北海道(夕張、三菱美唄、雄別、若菜、辺萬字、新夕張以下11炭坑)、及長崎、福岡が最も多く、山口、岐阜等々の順である。賃銀は日本人坑夫に比して平均2割安いであり、多くは約定期間2ヶ年の間に月賦返還と云ふ契約の下に、1人当り57円乃至60円見当て朝鮮から募集されて来た者であって、所謂タコ(監獄部屋に入れること)である。だから言語に絶する非人間的待遇を受ける。

農業労働者の状態はどうであるか。農業労働者は全国で約5千人で、其の分布状態は奈良、佐賀、福岡、山口、愛知、静岡、大阪、兵庫等が割合に多く、全国に亘って少数宛分散して居る。其の賃銀は、日本人農業労働者よりも平均3割低廉であって、最高1円30銭から最低84銭である。

土木建築労働者は全国で28万余で、其の分布状態は大阪、東京、神奈川、兵庫、長野、福岡、京都、北海道、富山、山口、和歌山、広島、岐阜、三重、静岡、山梨、新潟、群馬等の順であって、全国的に散在して居る。賃銀は日本人土木建築労働者の平均賃銀1円60銭の約2割安く、1円2,30銭位であり、仕事は日本人労働者よりも一層危険な過激なものを強制されている。

最後に失業者はどうであるか。分布状態は土木建築労働者に準じて全国的に散在している。其の数は全国で約26万人であり、其の状態は最も惨澁たるものである。」(前掲金浩永上申書 p.10)

なお、昭和5年(1930)における日本の産業労働のなかで朝鮮人労働者が占

表1-9 産業労働に於ける朝鮮人労働者の比重(昭和5年)

	総人員(A)	朝鮮人(B)	B/A
採炭夫	77,647	7,681	11.5
石切出夫	13,067	1,750	13.3
土石採出夫	11,113	3,551	31.9
ガラス成型工	19,093	2,476	13.0
ゴム成型工	27,387	2,887	10.5
土工	165,398	58,458	35.1

(備考) 朴在一『在日朝鮮人に関する総合調査研究』p.17

める比重は、表1-9の如くであり、土工では35.1%、土石採出夫では31.9%を占めていたといわれている。それだけに、政府としても経済恐慌に対処している時局匡救土木事業を実施するにあたっては、朝鮮人労働者の参入を抑制する渡航制限を嚴重にする措置をとらざるをえなかったのであった。

#### (4) 1940年代の在日朝鮮人

昭和16年(1941)12月に太平洋戦争が開幕する。日本政府は16年11月に、企画院を中心に内務省、厚生省、朝鮮総督府が協議して「労務動員実施計画による朝鮮人労働者の内地移入要領」を決定し、17年2月から実施に移した。14年以降に実施してきた労務動員は、日本企業が朝鮮総督府の許可を得て募集するものであったが、17年からは総督府が各道に割当てて、行政の責任で労務動員が行われることになった。次いで19年9月以降には一般徴用が実施され、前年

表1-10 日本への労務動員の朝鮮人

	昭和14年	15年	16年	17年	18年	19年	計
石 炭	24,279	35,431	32,099	74,576	65,208	85,953	317,546
金 属	5,042	8,069	8,989	9,483	13,660	30,507	75,750
土 建	9,379	9,898	9,540	14,848	28,280	33,381	105,326
その他工場	0	1,546	2,865	13,100	15,089	130,462	163,062
計	38,700	54,944	53,493	112,007	122,237	280,303	661,684
動員の計画と対比	66.5%	76.6%	69.4%	92.4%	81.5%	70.5%	72.9%

(備考) 朴在一『在日朝鮮人に関する総合調査研究』p. 30

の2倍以上の28万人が動員された。いわゆる「集団的強制連行」である。「総督府は国民徴用令の発動を『白紙の応召だ』と鳴物入りで宣伝したが、敗戦の色いよいよ濃くなる時、爆撃にさらされている内地へ喜んで徴用に応ずるものは少なかった。徴用忌避者は相ついだ」という状況であったといわれている

(法務研修所編『在日朝鮮人処遇の推移と現状』p.19)。しかしそれだけに徴用は徹底的に実施された如くで、「市場とか村落をトラックを以て急襲して、手あたり次第に捕えて頭数を揃えるとか、徴用逃亡者の為に山狩りをするとか等々の、奴隷狩りを彷彿させる方法がとられた」ということである(朴在一『在日朝

鮮人に関する総合調査研究』 p.31)。

動員労務者は、表1-10の限りでいえば66万人であるが、在日朝鮮人は昭和14年から19年までに約100万人増加している。そして統計不備の20年を加えると、恐らく150万人をこえることになると推測される。彼らの半数は炭鉱に送られた。「炭鉱の労務管理はまずく、その労務者はたえず他の産業部門にひきぬかれ、主要産業種別中、最高の移動率を示していた。農村出身の強靱な体の朝鮮人労務者は、この炭鉱の危機を救うべく送りこまれた。20年3月末現在で全国41万6千人の炭鉱労務者中、13万8千人が朝鮮人であった。昭和14年に全国炭鉱労務者の6%を占めていた朝鮮人は、20年3月には32%を占めていた」のである（法務研修所編『在日朝鮮人の処遇の推移と現状』 p.19）。しかしながら、昭和14年から16年までの66万人のうち、逃亡・所在不明が22万人もあり、17年6月に制定した「朝鮮人労務者逃亡防止対策要綱」による労務改善措置も、さほどの成果をあげなかったように思われる。

## 2. 戦前期島根県の在日朝鮮人

### (1) 1920年代まで

島根県下在住朝鮮人についての記録は乏しい。その中で最大の手がかりは県の統計資料であるが、不備は免れないのが現状である。毎年の統計についていえば、調査月日や調査方法の差異により人数が異なっている。例えば昭和5年（1930）の国勢調査は2,736人であるが、同年の島根県統計書による年末在留者は1,308人であり、同じ年末でも内務省警保局調査によると1,538人とあるが如くである（表2-1）。

市郡別は、大正6年（1917）以降昭和9年（1934）までの間、島根県統計書により明らかにすることができる。市町村別は、大正9年（1920）と昭和5年（1930）の国勢調査に掲載してある。

県内在住朝鮮人で資料的に確認できる明治以降で最初の人は、松江市の島根県商業学校の「韓語教師」として招かれた安泳中であつたと思われる。商業学校の韓語科は、明治36年（1903）4月から随意科として毎週2時間授業され、

表2-1 島根県内朝鮮人の推移

	島根県 統計書	内務省 警保局	国勢調査		島根県 統計書	内務省 警保局	国勢調査
大正 6年 (1917)	330			昭和 7年 (1932)	2,320	2,695	
7年 (1918)	457			8年 (1933)	2,657	3,182	
8年 (1919)	398			9年 (1934)	3,289	3,391	
9年 (1920)	524		717	10年 (1935)		3,867	
10年 (1921)	431			11年 (1936)		3,727	
11年 (1922)	316			12年 (1937)		4,902	
12年 (1923)	78			13年 (1938)			
13年 (1924)	214			14年 (1939)			
14年 (1925)	346			15年 (1940)			8,076
昭和 1年 (1926)	297			16年 (1941)			
2年 (1927)	604	985		17年 (1942)		4,320	
3年 (1928)	661	1,442		18年 (1943)		5,860	
4年 (1929)	937	1,645		19年 (1944)		12,325	
5年 (1930)	1,308	1,538	2,736	20年 (1945)		40,000以上	
6年 (1931)	2,091	1,998					

(備考) 昭和20年は『島根県警察史』昭和篇による。

45年3月まで継続されたものである(45年からは支那語科となる)。韓語教師招聘の経緯について、同校教師であった田中融は次のように述べている。

「初代橋本校長が、わが国と韓国とは将来密接な関係をもつにきまっているから韓語科を設けようと、明治36年に教師を物色中、適当の人を見付け4月から始められた。教師は安泳中という、韓国の志士でわが国に亡命した朴永孝関係の人と聞いていました。日本語も達者で中々立派な人でありました。この人は38年3月までいて山口高商の講師に転任、教科書は島井浩著实用韓語学でありました。

その次の先生は玄穂という人、京城日本語学校を卒業、明治39年8月夏休み中に来松、真に温厚で真面目な人で、私は特に親密な交際をしました。…40年の夏同君と同行して東京に行きましたが、東京出発間ぎわに日韓併合が発表され、汽車の中はその話でもちぎり、私は同君に気の毒な思いをしました。41年3月に帰国、京城高等女学校教師となり、女子師範学校教頭に榮転し、そののち道知事の顧問となり、更に中樞院参議の榮職に任ぜられました。…

玄君の次は鄭寅琦という人が41年6月末来任したが、同年12月に辞任帰国、次が李種植君、44年まで勤めて辞任帰国…。(『松江商業高等学校六十年史』p.79)

これに対して教師として招かれた李種植は、松江滞在当時の感想を次のように述べている。

「松江に赴くときは日露の役終わった直後であった。日米問題も随分八ヶ間敷く、続いて日韓併合といふ大業が成就せられた時代であった。当時年少の一書生、世事も何も分らず、書生から引張り出されて韓語の先生に招聘せられたのであったが、私は語学其の

ものよりも大陸への認識を強める政策であったことが、今になって自ら会得された。現下内外の世相と比べて思ひ返すと、実に政治家の遠大なる政策と云ふことも、首肯されるものがある様な気もするのである。…

丁度在職中伊藤統監の暗殺事件があった。他校の生徒は余に侮蔑の言を吐くものもあった。本校生は之等を一々叱りつけてくれた。李先生に何の関係があるかと、腕力でも制止しようとするような場合もあった。」（前掲書 p.130）

県立学校へ招聘教師としての在任は、在日朝鮮人のなかでは例外であった。多数の労働者が来るようになったのは、山陰線や山口線の鉄道工事の関連であった。山陰線は大正2年（1913）出雲今市一小田，4年石見大田，6年仁万，7年浅利，9年都野津，10年9月に浜田までが開通した。そして11年に三保三隅，12年12月に石見益田，山口線の全通も12年4月であった。

1910年代から20年代にかけての県内朝鮮人は、表2-2で一覽できるように『島根県統計書』では、那賀郡・美濃郡・鹿足郡に集中していること、鉄道工

表2-2 島根県市郡別在日朝鮮人の推移

	大正 6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	昭和 1年	2年	3年	4年
松江市	3	1	2	1	1	2	2	2	3	4	4	24	32
江津市	1	2	1	2		1	2	4	6	36	57	31	29
市郡		1					1	4	9	12	26	42	23
東郷郡												7	13
義多郡												5	70
原郡													
飯後郡	3	2	3	4	8		7	2	16		26	51	63
石川郡	4		1	12	3	4	14	4	19		18	15	49
濃摩郡	5	2	4	3	6	3	5	9	23	19	25	56	56
安濃郡	22	20	7	1	3	3	6	31	34	61	14	27	31
智郡											16	43	107
那賀郡	12	25	29	197	95	32	19	46	69		142	169	224
美濃郡		1	66	125	185	260	10	22	131	113	190	105	123
鹿足郡	278	398	282	171	123	2	1	79	23	46	79	71	95
隠岐郡	2	5	3	8	7	3	4	8	6	6	7	15	22
県計	330	457	398	524	431	316	78	214	346	297	604	661	937

（備考）各年『島根県統計書』より作成、各年とも12月31日現在の居住者。

事のピークであった大正9年（1920）が最高であり、12年益田開通とともに減少していることが特徴的にみられるところである。

山陰線の鉄道工事で朝鮮人労働者を使った記録は、明治44年（1911）完成の余部鉄橋工事についてで、鉄道院米子出張所詰の岡本信三郎技師の手記があ

る。拳銃携帯での現場監督であったことに注意したい。

「余部鉄橋の工事期間中には、朝鮮人が相当入り込んでいました。日韓合併のころで空気は不穏であったので、私達にも拳銃を持つことを許可され、巡査に依頼して神戸から拳銃を求め常に携帯していたし、各工区には請願巡査がいて、毎日詰所に顔を出していた」(米建会『山陰の鉄道小史』 p.45)

この余部鉄橋近くの八幡神社の境内には、明治45年10月建立の工事中に死没した関係者を慰霊する「職斃病没者招魂碑」があり、27名のうち7名の朝鮮人氏名がみられるという。最近、在日朝鮮人科学者協会兵庫支部兵庫朝鮮関係研究会により調査が行われ、「但馬地方と同胞」として報告書がまとめられている(兵庫朝鮮関係研究会編『兵庫と朝鮮人』所収)。

島根県下の鉄道工事では、大正8年(1919)2月に那賀郡浅利村の鉄道敷設工事場で、朝鮮人労働者150人が1日同盟罷業した。また同年9月には、鳥取県日野郡菱川組朝鮮人労働者30人が、賃金値上げを要求して怠業した(朴慶植『在日朝鮮人運動史』 p.63)。

鉄道工事に関連しては、大正7年2月26日と27日に、那賀郡国府村大字久代の西本組で人夫賃上げを要求する同盟罷業が行われた。ただしこの罷業に朝鮮人が参加していたかどうかは明らかにすることができない。

「鉄道工事浜田線第12工区工事受負西本組は、目下那賀郡国府村大字久代に於て工事中人なるが、同部落にて雇入れたる人夫52名の中26名は、25日同地国分小学校々庭に集合し、人夫賃値上問題につき協議し、26日西本組事務所に交渉を開始せり、即ち男の55銭を10銭値上げして貰ひ度いといふにありしが、折柄西本組の支配人上原仁作氏は旅行不在中につき、事務所員は何とも即座に回答すること出来ずと答へしに、同日人夫は全部休業したり、此事を聞き附けた駐在巡査は、同盟罷業をするのではないかと直に本署へ急報に及びたる。浜田署にては三谷巡査部長を出張せしむることとなり、同部長は夜を徹して同地に急行し、人夫に就いて委細を聞き取ると共に、兎に角支配人不在中なれば従前通従事するがよからんと懇々説諭を加へたる結果、人夫連も之れに服し、28日より従事することになれるが、支配人帰着の上更に交渉を開始する筈なり」(『山陰新聞』大正7年3月1日)

工事施工者である鉄道省米子建設事務所でも、「第7工区～第12工区にかけての施工中は、第一次世界大戦による経済界の変動のため、物価、労賃は高騰し、労務者、工事材料が不足した」と記している(米建会『米子鉄道小史』 p.49)。

大正9年（1920）の県内朝鮮人は、国勢調査結果では717人（男690人、女27人）であったが、その市町村別内訳は次の通りである。

松江市3人、八東郡は片江、揖屋、玉湯が各1人で、簸川郡が今市町7人、日御碕1人であり、出雲部には14人が居住しているだけで少なかった。なお、すべて男性である。

石見部の安濃郡は大田町に1人、刺鹿村で男女各1人である。那賀郡では、26人のうち、女が7人いた。浜田町17人、石見15人、川波9人、都濃6人、下府3人、都治2人、国分と都濃津各1人のほか、浜田西部の大麻には93人（うち女4人）もあり、三階に29人（うち女4人）、周布に23人（うち女1人）、長浜に15人、三隅に2人などと、山陰線の鉄道工事に関係して浜田の西部には多かった。

美濃郡は益田町の2人のほか、豊田51人（うち1人女）、高城23人（うち1人女）である。鹿足郡では山口線の工事の関係からか、395人（男382人、女13人）がいた。津和野町が最多の145人（うち女7人）、畑迫村は110人（うち女2人）、小川79人（うち女3人）、日原48人（うち女1人）、青原13人である。

隠岐には13人（男11人、女2人）おり、漁業関係と思われる中村の7人（うち女2人）が一番多く、五箇と黒木が各2人、西郷と海士に各1人である。

職業別では、692人のうち、土木建築業が581人で83.9%を占めている。ほとんどが鉄道工事の関係による在住と考えられる。このほか運輸業が58人、物品販売業16人、其ノ他自由業8人、林業4人、娯楽3人、農業2人、漁業、木竹類製造業、飲食料品製造業、飲食店が各1人で、無職が15人であった（大正9年『国勢調査報告』）

### （3）1930年代以降

1930年代では急増する。昭和5年（1930）の国勢調査で2,736人であったものが、15年の同調査では4倍近くの8,076人に増加する。島根県統計書では、昭和9年（1934）までの市郡別居住者数をみることができる。

1930年代前半の特徴は、その地域的分布の変化であり、那賀、美濃、鹿足の3郡に加えて、邑智郡でも顕著な増加をみせるし、仁多郡が9年に急増する。

表 2-3 島根県市郡別在日朝鮮人の推移

			昭和5年	6年	7年	8年	9年		
松江八能仁大飯簸安邇邑那美鹿隠	江東義多原石川濃摩智賀濃足岐	市郡	38	51	75	86	87		
		郡	55	68	71	57	62		
		郡	26	48	67	96	82		
		郡	26	134	160	235	447		
		郡	42	34	44	17	23		
		郡	93	107	251	116	280		
		郡	38	410	60	102	105		
		郡	60	70	60	88	91		
		郡	47	55	51	73	111		
		郡	132	149	439	499	420		
		郡	247	327	390	454	469		
		郡	257	344	310	463	485		
		郡	217	267	290	322	563		
		島	30	27	52	47	64		
		計			1,308	2,091	2,320	2,657	3,289

(備考) 各年島根県統計書による。

表 2-4 島根県内朝鮮人居住主要市町村

			計	男	女				計	男	女	
松江八能仁大飯簸安邇邑	江東義多原石川濃摩智賀濃足岐	市	63	52	11	那賀郡	浜都江安黒三	田濃津城沢隅	町村町村町	485	335	150
		郡	123	98	25					101	70	31
能仁大飯	義多郡	野波村	34	20	14	美濃郡	益都道匹豊二高吉	田茂川上	町村村村村	20	10	10
		郡	34	30	4					27	18	9
大原	郡	鳥上村	62	49	13	鹿足郡	津和野	町村村村村	73	54	19	
		郡	21	18	3				22	15	7	
飯石	郡	鳥八川村	21	14	7	隠岐島	津木日小柿七朝六	野原川木市村	26	18	8	
		郡	116	81	35				529	406	123	
簸川	郡	木次町	32	21	11	隠岐島	津木日小柿七朝六	野原川木市村	38	28	10	
		郡	81	57	24				123	95	28	
安濃	郡	吉志頓来	161	121	40	隠岐島	津木日小柿七朝六	野原川木市村	45	38	7	
		郡	20	17	3				97	63	34	
邇摩	郡	田々原島	28	22	6	隠岐島	津木日小柿七朝六	野原川木市村	31	25	6	
		郡	37	31	6				26	24	2	
邑智	郡	今市町	41	30	11	隠岐島	津木日小柿七朝六	野原川木市村	44	30	14	
		郡	71	46	25				32	28	4	
智賀	郡	大田町	44	29	15	隠岐島	津木日小柿七朝六	野原川木市村	486	383	103	
		郡	158	116	42				23	18	5	
智賀	郡	大田町	52	35	17	隠岐島	津木日小柿七朝六	野原川木市村	43	30	13	
		郡	60	45	15				57	46	11	
智賀	郡	水上市	74	55	19	隠岐島	津木日小柿七朝六	野原川木市村	36	31	5	
		郡	20	16	4				168	126	42	
智賀	郡	賀行村	341	246	95	隠岐島	津木日小柿七朝六	野原川木市村	41	34	7	
		郡	31	25	6				64	48	16	
智賀	郡	都市長川	48	33	15	隠岐島	津木日小柿七朝六	野原川木市村	23	23		
		郡	39	24	15				33	29	4	
智賀	郡	木谷越	39	24	15	隠岐島	津木日小柿七朝六	野原川木市村	33	29	4	
		郡	118	86	32				33	29	4	
県計			2,736	2,047	689				2,736	2,047	689	

(備考) 昭和5年国勢調査による。

換言すれば山間部での増加であり、従来の土木建築業従事に代って製炭業従事者としての居住が特徴的に指摘される。

昭和5年（1930）の国勢調査で市町村別居住者を見てゆくと、県下市町村の

表2-5 島根県内朝鮮人の職業（昭和5年国勢調査）

農 業 (158人)				表 具 師			
	計	男	女				
				菓子・パン製造業主	2		2
				同上製造工	8		8
				味噌・醬油醸造工	2		2
				魚貝肉蔬菜類加工製造工	2		2
				土木建築業 (356人)			
				計	男	女	
農耕業主	3	3		土木建築業主・請負業主	13	13	
作男	65	65	5	土木建築技術者	2	2	
作女	52	52		石 工	1	1	
その他農業労務者	12	7		屋根職	1	1	
農業手助	4	4		道路工夫	25	25	
その他農耕従事者	1	1		土工	314	314	
牧夫・畜産労務者	21	19	2	その他土木従事者	1	1	
蚕業労務者				商 業 (155人)			
				計	男	女	
				物品販売業主	22	21	1
				仲買人・周旋人	4	4	
				店員売子	13	13	
				商業手伝	15	8	7
				露店商・行商人	100	98	2
				その他商業的職業	1	1	
				運 輸 業 (226人)			
				計	男	女	
				自動車運転手	4	4	
				船舶機関士	2	2	
				舵夫・水夫	6	6	
				船舶油差・火夫・石炭夫	3	3	
				舟 夫	1	1	
				人力車夫	1	1	
				荷車挽・馬方	61	61	
				仲仕・荷扱夫	145	141	4
				配達夫	3	3	
				そ の 他 (309人)			
				計	男	女	
				家事使用人	11	7	4
				通勤の家事使用人	52	49	3
				雑役夫	16	15	1
				日 傭	227	224	3
				その他有業者	3	2	1
林 業 (473人)				製 造 業 (80人)			
	計	男	女		計	男	女
林産物業主	74	74		原料工	7	6	1
森林業労務者	20	20		煉瓦・瓦製造職	18	17	1
炭 焼 夫	320	291	29	鋳力職・銅工	3	3	
伐 木 夫	27	27		鍛冶職・鍛冶工	1	1	
その他林業労務者	8	8		旋 盤 工	1	1	
木竹製造業主	1	1		製 鐵 工・撓鉄工	1	1	
製材工・木挽職	8	8		化学的 engineering 従事者	6	6	
建具職・家具職	1	1		乾繭工・煮繭工	1	1	
木 地 職	4	4		機 織 工	14	14	
ザル・カゴ製造職	1	1		身製品製造業主	2	2	
竹細工職	1	1		裁断工・裁縫工	2	2	
その他木竹製造従事者	8	8		帽子製造工	1	1	
				下 駄 職	3	3	
				靴製造工	4	3	1
				写 真 師	1	1	

ほとんどすべてに朝鮮人が居住していることがわかる。そのうちもっとも多いのは、鹿足郡柿木村で168人、次いで美濃郡都茂村の123人、邑智郡川越村の118人、那賀郡浜田町の101人、美濃郡上匹見村の97人などである。20人以上が居住している町村を表2-4に列挙しておく。

職業別では、炭焼夫の320人が一番多く、土工の314人が次いでいる。日傭227人、仲仕・運搬夫145人、露店・行商100人などが主なものであるが、これを業種別にまとめてみると、農業158人、林業473人、製造業80人、土木建築業356人、商業155人、運輸業226人、その他309人、学生生徒81人となる。林業が多く、製造業が少ないところに、当時における島根県の産業構造を反映した特徴があり、とりわけて山陰線全通、木次線、三江線などにより、山間部が木炭産地として急速に発展していった姿を製炭業をはじめとする林業従事者の多さに見ることができる。

また「業主」の立場にいる者も、農業で3人、林産物74人、漁業1人、木竹製造業1人、菓子パン製造業2人、土木建築業13人、物品販売業22人、運輸業19人などがある。彼らはいわば日本での「成功者」である。

1930年代には、早いテンポで県内朝鮮人は増加していった。ただし前述したように、この時期はきびしい渡航制限のときであったから、合法非合法の手段でもって、生きる道を求めて日本へ渡航してきたものと思われる。日本海の対岸に位置する島根県は、非合法渡航の上陸地であったことは容易に想像できるところで、表2-6の朝鮮人不正渡航者（年間50人以上）の検挙地として、島根県もあげられているのであった。鳥取県の場合は、年間50人以上の検挙者がなかったので、表2-6には出てこないが、漁業者の渡来と脱船、非合法渡航の実態について、昭和12年（1937）の特高資料は次のように記している。

#### 朝鮮人漁夫の渡来

毎年3月頃ヨリ7月頃ニ亘リ、管下西伯郡境港ニ寄港シ、近海ニ於テ巾着網漁業ニ従事スル朝鮮人漁夫ハ、毎年数百人ヲ算シツツアリ。之等ハ大部分、本籍地所轄署発給ニ係ル漁夫身分証明書ヲ有シ居リ、其ノ行動ニ関シテハ所轄警察署ニ於テ、嚴重注意取締ヲ為シツツアルガ、近時朝鮮人ノ内地渡航ノ容易ナラザルヨリ、内地労働ヲ目的トシテ之等漁夫ノ脱船ヲ企ツルモノアリ、本年モ4月20日深夜3名脱船ヲ企テ、内1名ハ之ヲ

表2-6 朝鮮人不正渡航者の検挙地（50人以上）

	昭和 5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
北海道										102	262	155
東 京						93	132	154	79	102	323	509
神奈川												114
愛知										145	342	176
京 都										63	126	116
大 阪			69	69	393	117	254	316	378	591	1,294	1,165
兵 庫										133	189	61
島 根						56		52		61		
岡 山											104	
広 島					112						60	76
山 口		283	481	708	684	651	715	535	1,073	1,685	1,817	1,455
福 岡	291	220	268	186	308	315	343	565	1,708	2,000	315	403
佐 賀		85	66	200	228	145	117	95	552	488	215	97
長 崎		162	282	370	406	247	111	412	359	1,795	359	96
計	418	783	1,227	1,560	2,297	1,781	1,887	2,322	4,357	7,400	5,885	4,705

（備考）法務研修所編『在日朝鮮人の処遇の推移と現状』p. 40

昭和5～8年は上陸地，9年以降は発見地

発見シタルモ，他ハ今尚所在不明ニシテ手配中ナル状況ニシテ，其ノ取締ハ更ニ注意スベキモノアリ。

#### 海港及沿岸警備

本年1月中旬ヨリ下旬ニ亘リ，県下朝鮮人ノ一斉検索ヲ実施シタルニ，思想上容疑ノ者ヲ発見セザルモ，検索戸数404戸ニ対シ男34名，女14名，計48名ノ新発見者アリ。又不正渡航者3名，正規渡航ヲ証明スベキモノヲ所持セザルモノ82名ニ上リ，不正渡航者ハ状況ニ依リ論旨送還ノ方法ヲ採リ，証明ナキ者ハ夫々本籍地ヘ照会中ナルガ，不正渡航者相当多キ回答ニ接シツツアリ，尚朝鮮人労働者ニシテ本県沿岸ニ密航上陸ヲ企ツルモノ続出スルノ傾向ニアリ。其ノ発見シタルモノ，昭和7年（3件，27名），8年（5件，13名），9年（6件，7名），10年（3件，4名），11年（11件，16名），12年（5件，8名）ニシテ，海港及沿岸警備ノ重大性ニ鑑ミ，境港・賀露港ヲ初メ沿岸警備ニ関シテハ益々注意警戒ノ要アル状況ニアリ（『鳥取県史』近代資料篇昭和前期 p.820）。

島根県内朝鮮人で最大の職業になった製炭業については，匹見上村・道川村の例が記録にある。しかし島根県木炭協会編『島根県木炭業史』をはじめとするその他の市町村史誌には，何らの言及も行われていない。今後に解明されるべき重要な調査研究の課題である。

「越州や播州の製炭師が，木材の豊富な当町に入りこんで，盛んに白炭や黒炭を焼き

出したのは、大正の頃からで、製炭用の山としては最も手近な矢尾、澄川等の郷山を手渡したものである。よってこれらの事業家は製炭を目論んで諸方から集ってきた。大正14年当時の製炭業者としては、匹見上村に福井県から引越した山名、丸越、丸竹の諸氏がいて黒炭を焼き、また兵庫県から移住した舟橋浜治は白炭を焼いていた。その他大社の杉原、益田の岩崎、高橋、木島然等もいて、いずれも朝鮮人を主とする数十人の焼子を雇っていた。…昭和15年3月には北海道釧路から移住した製炭王館田与次は、総戸数40戸、200名の従業員を連れて下道川の亀井谷に留まった」(『石見匹見町史』p.792)。

土木建築業における朝鮮人労働者の実態は不詳であるが、争議関係資料を通じてうかがい知ることができる。第1は、昭和6年(1931)7月31日からはじまった大原郡木次町で起こった朝鮮人労働者の賃下げ、そして首切りに反対する争議であり、全国農民組合島根県联合会木次出張所のメンバーが支援指導して検束された。

「木次町受負人稲田なる者が、今市に居た鮮人労働者をダメして木次に連れ来り、内地人労働者の賃銀値上げをタクラミたるに端を發す。7月31日鮮人労働者が内地人労働者に罷業を以て、この受負人に対抗すべきことを提議したところ、内地労働者が裏切つて之を稲田に告ぐ、稲田之を幸と鮮人労働者40人を首切る。我が木次出張所書記岡田定雄君、山本秀市君指導のもとに数回のデモを敢行。木次警察指導者を悉く検束す。岡田君等巧みに官憲の目をのがれて善戦す。木次署長小林調停に出る。第1回之をケトバシ乍ら、第2回遂に奴等のコウカツなる手段にのせられて妥協解決す」(全農島根県联合会『情報』昭和6年8月12日)

また昭和10年(1935)6月には、安濃郡富山村の溜池築堤工事でも、朝鮮人労働者13名が解雇に反対してストライキを行った。11年11月29日には、鳥取県八頭郡智頭町の発電所工事建設現場で事件が起った。

「昨年11月29日、管下八頭郡智頭町山陽水力電気株式会社発電所建設工事場ニ於テ、堰堤コンクリート関係ヨリ会社側ト工事請負人トノ間ニ軋轢ヲ生ジ居リタル所、之ニ憤慨シタル請負人配下ノ鮮人、金学寿外14名ガ事務所合宿所及住宅ヲ襲撃シタル事件アリ。暴力行為等処罰ニ関スル違反事件トシテ所轄検事ニ送致シタルガ、内8名ハ起訴猶予処分トナリ、金学寿外6名ハ夫々懲役8月乃至5月ニ処セラレ服役中」(昭和12年「特高文書」一『鳥取県史』近代資料篇昭和前期、p.820)

この鳥取県での特高調査報告には、一般の朝鮮人の生業について「管下在留朝鮮人ハ逐年著シキ増加ノ傾向ヲ示シツツアルガ、之等ノ大部分ハ下級労働者及履物行商等ニシテ」とある。また学生については、「鳥取高等農林学校4名

師範学校1名、計5名ナルガ、何レモ思想穩健ニシテ、其ノ行動容疑ノ者ナン」と報告している。鳥根県では、昭和8年1月に松江高等学校生徒の朴惠采が検挙された。「取調の結果校内に読書会の組織あること判明す」（『特高月報』昭和8年2月）、「松江高校左翼生徒朴惠采外4名を検挙せり、4月21日起訴猶予処分」とみえるが（『特高月報』昭和8年4月）、詳細はわからない。

在日朝鮮人の組織としては、米子市富士見町2丁目に、「山陰日新会総本部」があり、鳥取、鳥根、岡山、広島各県下に11支部をおき、会員581名を組織していた。同会は会員相互の親睦をはかるほか、米子の本部に無料宿泊所を経営し、昭和11年の1年間で1,594人を宿泊させたということである（前掲『鳥取県史』p.820）。

戦時体制に入った昭和12年（1923）以降では、戦争協力の事例についての報告が『特高月報』にみえる。まず戦争勃発に伴なう物価騰貴は、古物商の朝鮮人に有利な影響をもたらしたことが報告されている。

「鳥根県下に於て古鉄、紙屑、襤褸の蒐集に従事しつつある朝鮮人331名（本年6月末現在）は、事変前古鉄3銭5厘が18銭、紙屑6銭が15銭、襤褸6銭が35銭（何れも1貫匁）に各騰貴せる為、収入増加し生活大いに安定しつつあり」（『特高月報』昭和12年10月）

また戦争協力体制の「内鮮融和」のための協和事業が推進され、協力者の「美談」が報じられ、15年1月20日には「鳥根県協和会」が結成されて活動を開始する。

「大原郡内居住朝鮮人は4月21日木次町役場に於て志願兵制度施行祝賀式を挙行せり」（『特高月報』昭和13年5月）

「飯石郡志々村大字志津見居住朝鮮人15名は9月10日国防婦人会志津見分会創立総会に列席加入せり」（同上誌昭和13年9月）

「仁多郡阿井村稲井栄蔵出征し、同妻が2人の幼児を抱へ農業に従事し居れるを知り近隣に住む木出人夫李台燭、妻孫仁心は数回に亘り薪材多量を提供し、又5月29日兩名は未明より稲村方に至り終日田植の手伝を為したり」（同上誌昭和14年6月）

「鳥根県邑智郡市木村居住古物商朴満祚は、予てより同村居住朝鮮人60名の時局認識を欠ぐを遺憾とし、卒先銃後活動に尽瘁し来れるが、之に感激せる同村佛教婦人会顧問石橋正郎外2名は、此の際内鮮融和を図るべきなりしと、同村有識階級26名の参列を得て、同村居住朝鮮人大会を開催せり。因に同大会出席朝鮮人は53名にして、内鮮融和上

相当得る所ありたりと」（同上誌昭和13年9月）

「島根県社会事業協会に在りては、県下在住朝鮮人の中堅者28名を簸川郡大社町願立寺に召集し、協和事業中堅者講習会を開催せり」（同上誌昭和14年6月）

「島根県協和会に在りては、各支会より2名乃至4名の補導員を出席せしめ(41名)、25日より本日迄3日間、大社修練道場に於て錬成講習会を開催せり」（同上誌昭和16年11月）

「江津支会都野津町在住者は開戦により負担加重せらるるを予想し、納税貯金を実施せり」（同上誌昭和16年12月）

「島根県協和会益田、津利両支会にありては、石見益田及日原両駅に於て労力不足のため、軍用材及木炭等の滞貨山積し、輸送能率著しく低下しつつあるに鑑み、労力奉仕により円滑なる輸送を計るべく、5月26日会員を動員、爾来今日迄毎日7名乃至11名滞貨処理に協力せしめ、相当の成果を収めつつあり」（同上誌昭和17年7月）

また定住対策もとられることになる。朝鮮人労働者は青年である以上、当然に結婚が問題となる。しかし渡航者は男が圧倒的であり、女性は例外でしかなかった。朝鮮人の配偶者を見つけることは至難というべきで、日本内地の女性との結婚となる。ただし、昭和15年8月調査の表2-7でみられるように、夫婦になったといっても、入籍は少なく、内縁が多かった。

次いで実施されたのは、家族持の渡航者に対する家族の呼び寄せの勧奨である。17年までは家族を呼び寄せる者がほとんどであったが、18年になると、独身者がいなくなったことから、家族持が徴用で渡航させられたにもかかわらず家族を呼び寄せたものは10%以下の少数となる。戦争激化のなかで日本の本土での生活に不安が大きくなったことにもとづくものと思われる。

### (3) 強制連行の朝鮮人

表2-7 内地人との通婚（昭和15年8月調査）

	内地人を妻とするもの						内地人を夫とするもの						計					
	夫婦数			子女数			夫婦数			子女数			夫婦数			子女数		
	内縁	入籍	計	男	女	計	内縁	入籍	計	男	女	計	内縁	入籍	計	男	女	計
鳥取	12	3	15	14	10	24							12	3	15	14	10	24
島根	44	17	61	42	54	96	6		6	5	2	7	50	17	67	47	56	103
山口	136	34	170	138	146	284	7	2	9	4	2	6	143	36	179	142	148	290

（備考）昭和15年9月『特高月報』

表 2-8 募集労働者の家族呼寄状況

	府 県 別	募 集 認可数	移入者数	家族の有無		家族呼寄状況		移入者 総 数
				独身者	家族持	家族呼寄 をなした るもの	同左 家族数	
昭和17年 4月	鳥 取 島 根 山 口	610	516	475	41	40	71	587
		1,050	541	524	17	17	37	578
		5,615	4,820	3,782	1,038	275	1,038	5,858
昭和17年 7月	鳥 取 島 根 山 口	610	516	475	41	43	80	596
		1,050	785	761	24	21	59	844
		7,909	6,142	4,246	1,896	346	1,185	7,327
昭和17年12月	鳥 取 島 根 山 口	610	516	475	41	43	80	596
		1,050	785	761	24	25	71	856
		7,909	6,142	3,807	2,335	366	1,212	7,354
昭和18年 9月	鳥 取 島 根 山 口	610	516	152	364	43	80	599
		1,050	705	699	6	7	19	724
		6,227	4,869	992	3,877	350	1,160	6,029
昭和19年 2月	鳥 取 島 根 山 口	610	516	152	364	43	92	651
		1,050	705	340	10	12	31	385
		6,227	4,869	1,523	3,346	350	1,160	6,029

（備考）各月『特高月報』（内務省警察局）による。

国民徴用令の施行は、昭和14年（1939）7月であった。初期の段階では企業による募集であり、鳥根県では昭和15年（1940）に600人、16年8月からは800人のワクが認可され、526人が渡航移住してきた。鳥取県では610人に対して516人がきた。しかし鳥根県にきた526人のうち、3分の1にあたる156人が逃走、42人が不良者等の理由で送還されている。鳥取県は516人の半数をこえる262人が逃走している。逃走原因は、主として「煽動誘惑」によるものであるが、差別待遇や労働条件に対する不満がその底にあったといわなければならない。逃走の具体例として、17年7月に美濃郡匹見下村の発電所建設工事で起った事件がある。

「鳥根県美濃郡匹見下村日本発送電澄川発電所建設工事に196名移入せる処、到着後2週間を出でざるに、隊長以下33名逃亡したり」（『特高月報』昭和17年7月）

このほか『特高月報』には、17年12月に鳥根県で6人による「罷業」、鳥取県では同じ12月に「直接行動」1件20人、「その他」1件20人が、18年6月に鳥根県で1件5人の「直接行動」があげられている。さらに民族差別による紛争

表2-9 募集による朝鮮人労働者の状況

		募 集 認 可 数	移住者数	家 族		国語の解否		逃 送 者		
				単身者	家族持	解	否	逃走者数	発見者数	
島 根	昭和15年10月	600	299	298	1	158	141	18	3	
	16年4月	600	478	477	1	206	272	124	44	
	9月	800	526	525	1	226	300	155	54	
	12月	800	526	517	9	237	312	156	55	
鳥 取	昭和15年10月	430	359	358	1	126	223	101	15	
	12月	430	359	358	1	126	249	153	19	
	16年8月	560	487	486	1	196	307	229	22	
	12月	610	516	515	1	196	391	262	25	
		逃 走 原 因					送 還 者			
		計 画 的 渡 航	都 会 に 憧 れ	煽 動 誘 惑	転 職	其 他	不 良	病 気	其 他	計
島 根	昭和15年10月	2		2	14				3	3
	16年4月	6	1	34	69	14	18	2	10	30
	9月	6	3	45	82	19	30	2	10	42
	12月	6	3	45	82	20	30	2	10	42
鳥 取	昭和15年10月	23		76		2	17	8		15
	12月	23		128			17	8		25
	16年8月	23		204		2	18	9	4	31
	12月	23		237		2	20	11	5	36

(備考) 各月『特高月報』による。

としては、鳥取県的美保海軍基地で起った事件がある。

「鳥取県西伯郡大篠津村所在美保海軍施設部第二寄宿舎所属徴用朝鮮人労務者(軍属)430名が、朝食の為食堂に赴きたるに、内8名分の飯の量が、他の食器の其れに比し約8分の1位少きを見て、徴用鮮人新井某は同食堂賄方福住某に対し、其の不都合を難詰したる処、福住は種々弁解せしも新井は愈々激昂し、矢庭に福住に暴行せり。之を傍に目撃し居りたる同僚鮮人十数名も之に雷同し、福住に暴行を加へたり。因て福住は危急を避けんと事務所に逃走するや、新井等30名は同人を追跡し事務所に殺到し、同所に居合せたる海軍筆生2名が同人等の暴行を阻止するや、益激昂し福住に暴行を加へ、且事務所窓硝子を破壊せり。右両筆生は事件の拡大を防止すべく懸命に鎮撫せるにより、漸く平静に復したる模様なり。所轄米子憲兵分駐所に於ては、主謀者と認めらる新井同烈外10名を同分駐所に呼出し、何れも訓戒の上職場に復帰せしめたる模様なり。尚美保海軍施設部に於ては、事件を隠密裡に処置し嚴罰を希望せざりし模様なり」(昭和19年2月『特高月報』)

美保海軍飛行場には430名の徴用朝鮮人労働者がいたのである。17年からは

表 2-10 移入者現在調（行政斡旋によるもの）

	府県別	斡旋承認数	移入者数	他府県ヨリノ転入者	同左減耗数					現在員数
					逃送者		不良送還	其ノ他	計	
					所在不明者	発見送還者				
昭和18年1月	島根	200 4,920	196 3,941		88 1,241	60	43	1 161	89 1,505	107 (1) 2,436(71)
昭和18年9月	島根	300 6,700	290 6,425		160 2,247	108	132	3 338	2,825	127 (1) 3,600(89)
昭和19年2月	島根	300 8,380	290 8,073	12	185 3,263	177	180	48 506	233 395	69 4,116

（備考）各月『特高月報』による。

表 2-11 国民動員計画に依る移入朝鮮人労働者の逃走防止に対する一斉調査実施状況

	府県別	調査総人員	無所持者発見数 同左中会員章	逃走者				不正渡航			其ノ他			合計
				職場引シタルモノ	送シタルモノ	現場ニ労働員交付	計	送シタルモノ	現場ニ労働員交付	計	送シタルモノ	現場ニ労働員交付	其ノ他措置	
昭和17年10月	鳥取 島根 山口	2,315 4,320 39,999	206 698 1,999	9 81	4 99	1 1 92	1 14 272	6 8	2 2	2 2	2 8 472	203 674 757	203 674 784	206 698 1,528
昭和19年6月	鳥取 島根	2,439 12,325	104 64	2 9		27	2 36	2 26	7	9 26	5	84 2	4 93 2	104 64

（備考）各月『特高月報』による。

表 2-12 移入朝鮮人労働者逃走状況

	発見者数	発見場所				逃走場所				逃走手段			家族有無	
		石炭山	金属山	鉄鋼及造船	土建関係	石炭山	金属山	鉄鋼及造船	土建関係	ブローカー斡引	等	自発的	単身者	家族持
島根 鳥取	36 2	19	2	1	14 2	21	2	1	12 2	8	12	16 2	35 2	1

（備考）昭和19年6月『特高月報』

表 2-13 在日朝鮮人の国民徴用結果表

	府県別	出頭命令ヲ受ケタルモノ	不出頭者	出頭者	徴用令書授ケタルモノ	備考
昭和17年10日	鳥取 島根	150 298	71 136	79 162	30 91	徴用命令受領所在不明者 3

（備考）昭和17年11月『特高月報』（内務省警保局）

官の斡旋による動員で、島根県には、18年1月に200人が割当てられ、196人が移住してきた。さらに同年9月からは290人がやってきた。しかしながら表2-10でもみられるように、18年の196人のうち89人が、19年の290人のうち233人までが逃走していつている。強制連行の朝鮮人労働者の逃走は極めて多く、19年6月の『特高月報』によると、逃走者の詳細な状況が明らかにされている。島根県内で発見された36人は、福岡県から16人、北海道、岩手、広島、山口からの各4人と広範囲にわたっているのである。自発的意思による逃走は16人で、このほか他からの引き抜きが12人、ブローカー斡旋によるもの8人などもあり、労働力需給が切迫した戦争末期の状況がうかがえる。

在日朝鮮人の徴用も実施されたが、出頭命令に対して出頭した者は半数で、半数は不出頭であった(表2-13)。日本人でさえ徴用逃れに腐心していた時であるから、朝鮮人としては当然というべきであろう。ただ協和会の活動としては、戦争遂行の勤労奉仕のことが『特高月報』に散見できる。

「松江支会外2支会ありては、造船所の運搬雑役或は製炭搬出其他に勤労奉仕せり」(『特高月報』昭和18年2月)

「鳥取支会に在りては8日大詔奉戴日を卜し飛行場工事に勤労奉仕せり」同上誌18年6月)

一方では、日本の敗戦、そして朝鮮独立の日が近づきつつあることからする朝鮮人の「流言」が県下でもみられ、些細な発言が通報されて特高警察の取締まり対象となる。

流言——安来市在住自動車運転者、本籍慶尚南道晋川郡上班城面長安里、三好正四郎、当25年、「昨年12月中知人(内地人)柄持伊吉に対し、朝鮮の東北部では独立運動が起きて、相当活発なものであって大きな問題化しているらしい。国家総力を挙げて戦うべき時だのに困ったものだ、と話した」(『特高月報』昭和19年1月)

不穏落書——「2月29日午後3時頃山陰線戸田小浜駅公衆便所内に「我が独立の志ある半島青年よ」と青インキを以て落書しあるを発見したり」(同上誌19年3月)

流言——飯石郡飯石村字上熊谷、本籍慶尚北道榮沙郡榮沙邑下望里、南山正吉コト土工南広述、当23年「3月下旬頃米子市米子造船所飯場新井泰園方に於て同人他4名に対し、此の戦争は日本が勝つ見込はない、自分達は死なねばならぬ、同じ死ぬなら朝鮮で死にたいが、なかなか帰郷させず、汽車に乗ることまで禁じている、先になる程帰郷出来なくなるらしいと、話した」(同上誌19年6月)

治安維持法違反——浜田市栄町72，本籍慶尚南道馬山府土南洞，製靴商金島照治，当24年「幼少の頃内地に渡来，浜田市松原国民学校を卒業後靴商修理工として転々となし居れるものなるが，既に内地人に対し被圧迫的反感を有し居りたるが，長ずるに及び益々深刻化し，昭和16年末頃遂に朝鮮の独立を夢想して，之が実現に自ら挺身せんと決意し，当面同志を獲得して活動母体の結成を図るべく，同僚友人を目標に啓蒙煽動すべく大田慎吾外2名に対し，内地人の差別圧迫には吾々は充分考へねばならぬ，実力をつけて独立し得る様に努めることが大切である，朝鮮は物質の配給方法も量も内地より悪い，こうした差別圧迫より脱れるには独立する外はない，等を啓蒙煽動して同志獲得に奔走しつづありたり」（同上誌19年11月）

< 未完 >